



# MSC漁業認証規格

## 第3.0版

---

改定内容のまとめ

# 内容

- **はじめに**.....4
  - 規格の改定.....5
  - 第3.0版への移行.....6
- **主な改定内容**
  - 情報の正確性と信頼性の枠組み.....8
  - 漁獲戦略についての新しい要求事項.....10
  - サメのヒレ切り（シャークフィニング）の防止...12
  - 絶滅危惧・保護種（ETP） .....13
  - 流出漁具とゴーストフィッシング.....16
  - リスクに基づいた審査枠組み.....17
  - 生息域.....18

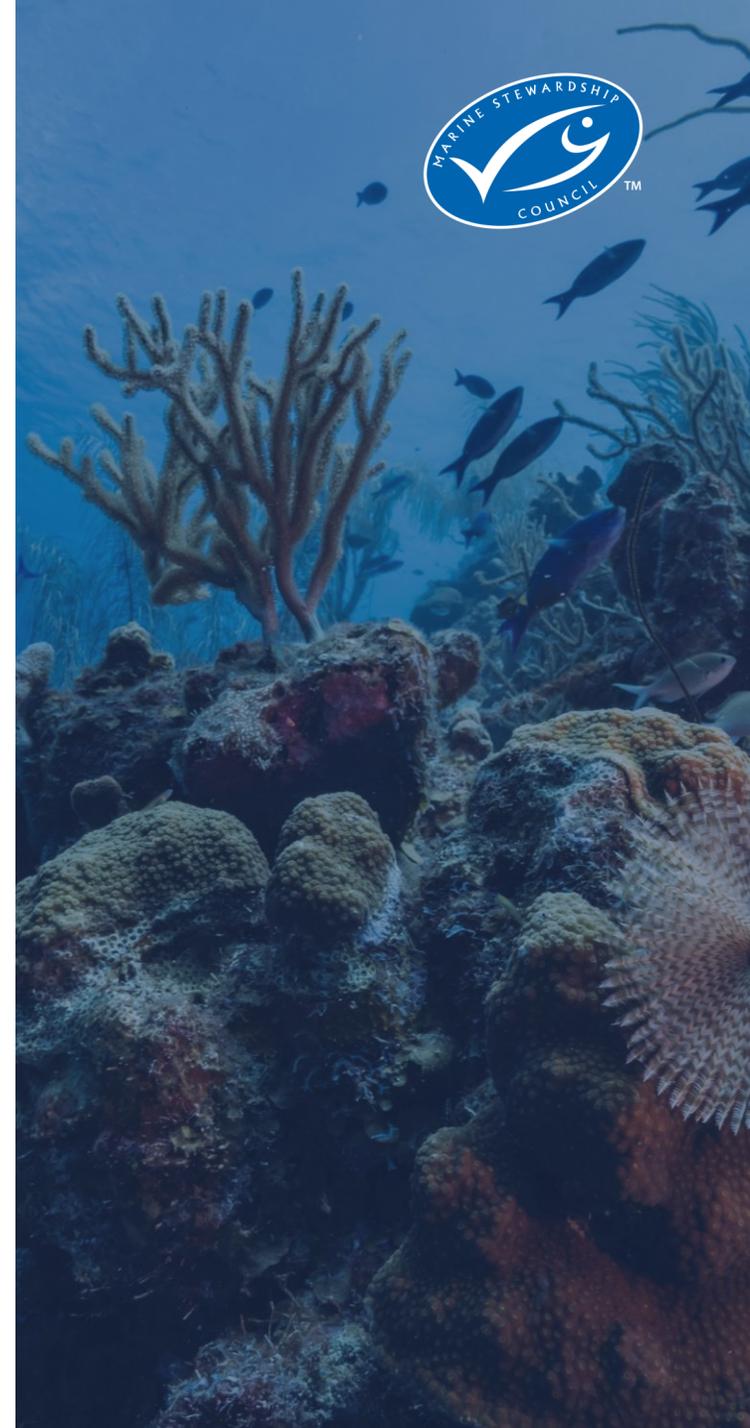


- **主な改定内容（続き）**
- 生態系.....19
- 監視、管理、取締り.....20
- 分別不可能もしくは実務上分別不可能な漁獲物.....21
- 変動性の高い魚種.....22
- イカ、カニ、タコ漁業.....23
- 修正審査ツリー.....24
- 主要低次栄養段階種（LTL種）.....25
- 規格の効率化.....26
- 新しい適用範囲基準.....27
- 漁業認証プロセス.....28
- **お問い合わせ**.....29



# はじめに

- MSC漁業認証規格は、持続可能な漁業のための主要な国際規格であり、漁業が適切に管理され、環境的に持続可能かを評価するために使用されます。
- 2022年10月に公開された最新版の規格（第3.0版）は、これまでで最も包括的な見直しを経て発行されたものです。
- この改定版では、海洋生物の保護、漁業管理およびコンプライアンスに関する要求事項が強化されました。
- 今回の改定は、海洋保護のための高い目標の設定と、世界中の漁業にとって実用的な要求事項にするという点でバランスの取れたものです。



# 規格の改定

- 漁業の持続可能性をはかる代表的な指標であり続けられるように、MSCでは規格の改定を定期的  
に実施しています。直近の改定は2018年に開始され、2022年6月に終了しました。
- 新しい要求事項とガイダンスを作成するために、以下をはじめとする様々な情報源から多大な情  
報を収集し、その分析を行いました。
  - 独立した調査
  - MSC評議委員会からの助言
  - 影響評価とパイロットテスト
  - ステークホルダー協議

## ステークホルダー協議

- 3回にわたる公開協議
- 600件以上の意見公募
- 約200名のワークショップ参加者

## 第3.0版への移行について

- 初めて認証を取得する漁業は、2023年5月1日以降、改定版の規格（第3.0版）に準拠する必要があります。
- 既に認証を取得している漁業には、第3.0版への移行審査を開始するまでに少なくとも3年の猶予が設けられています。これは、FAO（国連食糧農業機関）の「[海洋漁業からの漁獲物と水産物のエコラベルのためのガイドライン](#)」に準拠するものです。
- MSCは、新たな方針として第3.0版の発行後6年以内（2028年11月1日まで）に、すべての認証取得者が第3.0版に準拠した審査を完了していることを求めることとしました。



# 主な改定内容



# 情報の正確性と信頼性の枠組み

**「情報の正確性と信頼性の枠組み（ERF）」は、漁業が持続可能で適切に管理されているかを判断するために、審査で検討される証拠の質を評価するための包括的な手法を審査員に提供するものです**

- 審査員は、提供された情報の正確さを判断するために、漁業のモニタリングシステムの長所と短所を評価しなければなりません。
- 審査員は、情報の収集方法、モニタリングされる漁業活動の範囲、審査チームへの情報の申告、提供方法などを検討しなければなりません。
- 環境への影響、サメのヒレ切りの評価項目、管理規則の遵守などを含めた、規格全体の情報に関する業績評価指標と評価項目の採点に使用されます。

- 最低限の要求事項として、すべての漁業には、独立した漁獲量の検証と管理機関への報告を備えたモニタリングシステムを有することが求められます。
- SG80では、モニタリングシステムが漁獲量を正確に見積もることを可能とし、少なくともある程度独立した監視を含むように設計されていなければなりません。
  - これは、乗船オブザーバープログラムや電子モニタリングによって満たすことができます。
- さらに、公海で操業し、地域漁業管理機関（RFMO）によって管理されている漁業がSG80を満たすためには、年間の漁業活動の少なくとも30%において独立したモニタリングが行われなければなりません。
  - これは、原則2の「絶滅危惧・保護種および認証適用範囲外の混獲種」の評価項目に対して適用される正確性の要求事項です。
- これより低いレベルについては、それが目標レベルの情報の正確性を達成するために設けられており、法的な拘束力があり、公開されている分析によって裏付けられている場合にのみ認められます。

# 漁獲戦略に関する要求事項

**地域漁業管理機関によって管理される漁業には、一定期間内に資源全体についての効果的な漁獲戦略の策定を達成することが要求されます**

- 漁業には、最高水準の漁獲戦略（SG100のスコアを達成する）を実現するために、管理戦略評価、効果的な漁獲量や漁獲努力の制約への合意を含む、特定のマイルストーンを満たすことが要求されます。
- 業績の大幅な向上と、これらの合意に達するために必要となる時間を考慮して、漁業にはマイルストーン達成までの追加の時間的猶予が与えられます。
  - 過去に認証を受けた資源を対象とする漁業には、要求される新たなレベルの業績を実現するために、最大で5年の期間が追加されます。
  - 過去に認証されていない資源を対象とする漁業には、漁獲戦略の実施のために最大10年間の猶予が与えられます。

# サメのヒレ切り（シャークフィニング）の防止

## MSC認証漁業においてサメのヒレ切りが行われていないことを確実にするために、要求事項をさらに強化しました

- サメを捕獲する漁業は、例外なくサメのヒレ切り防止の方針（FNA）を導入しなければなりません。
- 新しい「情報の正確性と信頼性の枠組み」によって、「サメのヒレ切り防止の方針」を確実に実施し適用することが求められます。
- サメのヒレ切りに関する要求事項には、サメに関する新しい定義も含まれており、より多くの種を網羅しています。
  - 新たに *selachimorpha*（サメ類）と *rhinoprismiformes*（ノコギリエイ目）が含まれることとなります。
  - スケート（エイ）やギンザメ類などの種を「サメ」と定義している管轄区域で操業している場合は、審査においてそれらの種も考慮しなければなりません。
- 過去2年間にサメのヒレ切りに関与して有罪判決を受けた船舶は、認証の対象外となります。

[Visit our website to find out more](#)

# 絶滅危惧・保護種（ETP）

**漁業が絶滅危惧・保護種（ETP）に与える影響をさらに軽減させるため、要求事項が強化されました**

- より一貫性のある客観的なETP種の分類を確実に実施するための新しい分類システムに変更しました。
- すべての海洋哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類（認証適用範囲外の混獲種）を含むより多くの種が、自動的に新しい要求事項の対象となり、MSC規格の下での保護が強化されます。
- サメ類の審査では、このシステムによって、より予防的なアプローチが確実に取られるようになります。
  - ETP種に関連するサメの定義が拡大され、すべての軟骨魚類が含まれることになりました。

## 漁業がETP個体群に与える影響をより明確に評価

- 漁業は、管理措置の最優良事例の適用により、操業の影響をどのように軽減しているかを示さなければなりません。
- ETP種の回復に対して漁業が与える影響の評価方法を再定義しました。
  - 審査員は、その種が「3世代または100年のいずれか短い時間枠内に、影響を受けていないレベルの50%」（Favourable Conservation Status（良好な保全状態）とされるレベル）以上までに回復できるかどうかを検討しなければなりません。

**新しい「情報の正確性と信頼性の枠組み」によって、ETP種の審査が一貫性を保ち、信頼性の高い矛盾のない情報基準に基づいていることを保証します**

- 漁業から提供される情報の質を判断するための体系的なアプローチを提供しています。

# 新たな絶滅危惧種・保護種（ETP種）の分類方法

対象漁業が漁獲する/影響する生物

認証適用範囲外の種:  
哺乳類, 鳥類, 両生類, 爬虫類

認証適用範囲内の種: 魚類または無脊椎動物

以下の文書に掲載されているか?  
ワシントン条約 (CITES) 付属書 I  
ボン条約 (CMS) 付属書 I  
IUCN レッドリスト 「Cr: 深刻な危機」

Yes

No ↓

その種はサメ・エイ類 (軟骨魚類) か?

No

以下の文書に掲載されているか?  
IUCN レッドリスト 「En: 危機」  
国内の絶滅危惧種関連法規

Yes

以下の文書に掲載されているか?  
ワシントン条約 (CITES) 付属書 II  
ボン条約 (CMS) 付属書 II  
IUCN レッドリスト "En" または "Cr"  
国内の絶滅危惧種関連法規

No

原則1または原則2  
の適用範囲内の種  
として審査

No

以下の文書に掲載されているか?  
ワシントン条約 (CITES) 付属書 II  
ボン条約 (CMS) 付属書 II

Yes

Yes

以下の内、2つ以上を満たすか?  
生活史の特徴  
管理状態  
資源状態

No

Yes ↓

No

原則2のETP/OOS種として審査

原則1または原則2の適用範囲内の種として審査

# 漁具流出とゴーストフィッシングの防止

## 漁具流出の防止とその影響を軽減するための要求事項を強化しました

- 審査員は、漁具流出の影響を明確に検討し、漁業が漁具流出を減らすための最優良事例を実施していることを確認しなければなりません。
- 漁業者には、集魚装置（FAD）の使用を含め、漁具流出とその影響を最小限に抑えるための効果的な管理戦略を実施することが求められます。
- これには、流出漁具のモニタリング、マーキングと回収プログラムの実施、流出漁具による影響が小さいことの証明、漁具の改良などが含まれます。

# リスクに基づいた審査枠組み

**リスクに基づいた審査枠組み（RBF）は、予防的かつ確実な結果を導き出し、MSC規格の通常審査ツリーと連携したものとなっています**

- Productivity Susceptibility Analysis（PSA）ツールは、漁業が海洋哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類（認証適用範囲外の混獲種）に与える影響をより適切に評価できるように調整されました。
- RBFがよりの確かつ一貫して適用されるように、以下をはじめとする文言を明確化しました。
  - RBFをいつ使用するべきかに関する要求事項。
  - 対象種と主要低次栄養段階種の評価に関する要求事項。
- RBFのセクションは、新規の文書である「MSC漁業認証規格ツールボックス」内に組み込まれました。

# 生息域についての要求事項の明確化

**漁業が生息域に与える影響をより正確に、一貫性をもって評価できるように、要求事項およびガイダンスを明確化しました**

- 生息域は、漁業によって受けた影響からの回復に要する時間によって、「脆弱性が高い」または「脆弱性が低い」という分類になりました。
  - これは、「脆弱な海洋生態系」（国連FAOの基準で特に指定されていない限り）および「よく遭遇する生息域」の分類に代わるものです。
- 「脆弱性が高い」生息域に遭遇する漁業についてはそのような生息域を必ずしも「回避」する必要はなくなりますが、適切な措置が取られていることを証明しなければなりません。
- 底びき網の漁具が堆積物によって形成された海底環境に与える影響については、新規の「MSC海底環境影響評価ツール」を用いて評価することができます。

# 生態系の要求事項の明確化

**漁業が生態系に与える影響についてより一貫性をもって評価できるように、要求事項とガイダンスを明確にしました**

- 審査の際に生態系と生態系要素を識別する方法を明確にし、定義するために、2つの新しい条項を追加しました。
  - 評価する生態系要素を明記。
  - 影響を受けるすべての主な生態系要素の特定と評価、およびどの生態系要素を考慮すべきかについての明確化。
- 新しい「情報の正確性と信頼性の枠組み」によって、漁業が生態系に与える影響を証明するために提供される情報についてより高い精度で評価ができます。

# 監視、管理、取締り

**監視、管理、取締りシステムに、規制の遵守を向上させられるよう十分に統合されたメカニズムやツールが含まれていることを確認するガイダンスを更新しました**

- 審査員は、認証の最低条件として、漁業内で体系的違反がないことを確認しなければなりません。
- 体系的違反の有無だけで評価するのではなく、コンプライアンス順守の程度も評価対象に加えました。
- 漁業の管理規則遵守を評価するための新規の評価項目。
- 新しい「情報の正確性と信頼性の枠組み」によって、必要に応じて漁業の遵守の評価をサポートします。



# 分別不可能な資源の審査を明確化

## 分別不可能もしくは実務上分別不可能な資源（IPI）の参照期間に関する新しいガイドランスを作成しました

- 審査員は、漁獲構成をよりよく理解するために、5年の参照期間の平均を用いることとします。
- 特定の状況において、正当化できる場合、審査員は異なる参照期間を使用することができます。これには、漁業のデータが不足している場合や、種の生活史が5年間の参照期間に適さない場合などが含まれます。

[Visit our website to find out more](#)

# 変動性が高い資源の審査を明確化

**小型浮魚類およびイカやカニなどの短命の無脊椎動物など、個体数が大きく変動する資源の評価をサポートするための新しいガイダンスを作成しました**

このガイダンスには以下が含まれています。

- 長期的な気候変動の影響への適応と、資源管理計画への「バッファ」の組み込み（例えば、資源量の目標値ではなく、目標範囲を基準とした資源管理）。
- 資源量の変動を考慮した堅牢な管理システムの例。
- より予防的なアプローチを確実に取るために、多様な魚種や漁法に対して本規格を適用。



# イカ、カニ、タコの審査を明確化

**イカ、カニ、タコ漁業の評価を明確にし、アクセス性を向上させるための新しいガイドランスを作成しました**

- 最大持続可能生産量（MSY）の代替として他の指標を使用することを可能とする新しい要求事項、およびイカ漁業の代替指標の使用に関するガイドランス。
- 雄ガニのみを漁獲する漁業の審査に関する追加ガイドランス。
- タコ漁業に対する要求事項の適用に関する追加ガイドランス。

[Visit our website to find out more](#)

# 修正審査ツリー

## 移入種、サケ類、二枚貝漁業に関する修正審査ツリーの要求事項を明確にしました

- 修正審査ツリーの内容は、これまでの「付属文書」ではなく「セクション」として記載されています。
- 移入種の認証資格の基準を明確化。漁業は引き続き指定の条件を満たした移入種については認証の対象とできますが、同種の移入が今も継続していないことが前提となります。
- セクション SD（移入種漁業）は、試験的なものではなく、本規格の一部として含まれます。
- 審査機関は、分別不可能または実務上分別不可能な（IPI）資源を含むサケ類漁業を審査する際に、「MSC IPI報告用テンプレート」を使用しなければなりません。

# 主要低次栄養段階資源

主要低次栄養段階（LTL）種をより確実に一貫性をもって評価するために、要求事項を明確にし、新しいガイダンスを作成しました

- 主要LTL種の審査において、産卵親魚指標または総資源量指標を使用することができます。
  - 総資源量指標を使用する場合、主要 LTL 種資源と環境を保護するための管理措置が講じられていることを証明しなければなりません。
- 同様に、主要 LTL 種の管理においては、漁業が行われていない場合に予想される総資源量（B0）**または**産卵親魚量（SSB0）の 20%以上という予防的な管理基準値を使用しなければなりません。
- 審査において主要 LTLと指定された資源は、監査時に新たな情報が得られない限り、認証期間を通じて主要LTL資源として扱われます。

[Visit our website to find out more](#)

# 規格の効率化

## より効率的な審査と一貫性のある結果のために、規格の文言と構成を明確にしました

- 漁業に求めるレベルを下げるることなく、15の評価項目を削除するなど、原則2の文言を明確にし、重複箇所を削除しました。
- 「措置」、「部分的な戦略」、「戦略」を含む定義を明確にしました。
- 原則2の構成要素が簡略化されました。
  - 絶滅危惧・保護種（ETP）と認証適用範囲外の混獲種（OOS）（海洋哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類）は、1つの構成要素（ETP/OOS種）として審査されます。
  - すべての魚類と無脊椎動物は、「認証適用範囲内の混獲種」の構成要素で審査されます。

# 新たな適用範囲基準の追加

## 審査員が漁業の認証を検討する際に適用しなければならない、新たな適用範囲基準を策定しました

- 過去2年間に重大な犯罪に関与したとして有罪判決を受けた船舶は、MSCプログラムから除外されます。
  - 重大な犯罪には、違法漁業、人身売買、海賊行為などが含まれ、その定義は国連国際組織犯罪防止条約で用いられているものと合致しています。
- MSCプログラムでは、海洋哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類を対象とする漁業、破壊的な漁業、強制労働や児童労働で有罪判決を受けた漁業は認証から除外されています。また、過去2年間にサメのヒレ切りで有罪判決を受けた船舶も認証の対象外となっています。



# 漁業認証プロセス

**漁業認証プロセス（FCP）を更新し、2つの新しいバージョンを発行しました**

**FCP第3.0版** - MSC漁業認証規格第3.0版の変更と審査プロセスへの追加の変更を反映。

- MSC漁業認証規格第3.0版に照らした審査で使用されます。

**FCP第2.3版** – 審査プロセスの変更を反映

- MSC漁業認証規格第2.01版に照らした審査で使用されます。2023年5月1日よりFCP第2.2版の代わりとなります。

**審査プロセスの変更点には以下が含まれます**

- ハーモナイゼーションのタイミング、期間、調整に関する要求事項を明確にしました。
- 漁業内で水産物がどのように移動し、追跡されるかを記載するよう、トレーサビリティについての報告方法を改定しました。

[Visit our website to find out more](#)



# お問い合わせ

改定版MSC漁業認証規格および漁業認証プロセスについてご質問がある場合は、[Standards@msc.org](mailto:Standards@msc.org)、もしくは漁業担当者までご連絡ください。

MSCのウェブサイトでは、すべての「漁業認証規格」と「漁業認証プロセス」の文書（英語版）をご覧ください。